

柏崎市介護・障害福祉施設等物価高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰の影響を受けながらも利用者負担の維持・軽減に努め、サービスの安定供給を図る介護・障害福祉事業者等の事業継続を支援するため、柏崎市介護・障害福祉施設等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象事業者)

第2条 支援の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する事業者で、今後も事業を継続する意思があるものとする。

- (1) 令和6年10月1日（以下「基準日」という。）時点において、別表第1又は別表第2に掲げるいずれかの施設又は事業所（以下これらを「事業所」という。）を市内に有し、当該事業所において介護・障害福祉サービス等を提供している者
- (2) 市税を滞納していない者

(支援対象事業)

第3条 支援の対象となる事業（以下「支援対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 光熱費や食材料費高騰に対する支援事業（以下「物価高騰支援枠」という。）
- (2) 車両に係る燃料費高騰に対する支援事業（以下「燃料費支援枠」という。）

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、次の各号に掲げる支援対象事業の区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

- (1) 物価高騰支援枠 別表第1又は別表第2に掲げる事業所の区分ごとにそれぞれ別表第1又は別表第2に定める額
 - (2) 燃料費支援枠 別表第3に定める交付基準により算出される額
- (支援金の交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、市長が定める日までの

間に柏崎市介護・障害福祉施設等物価高騰対策支援金交付申請書(別記第1号様式)に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

(支援金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、内容を審査の上、交付又は不交付の決定を行い、交付する場合にあっては柏崎市介護・障害福祉施設等物価高騰対策支援金交付決定通知書(別記第2号様式)により、交付しない場合にあっては柏崎市介護・障害福祉施設等物価高騰対策支援金不交付決定通知書(別記第3号様式)により通知するものとする。

2 支援金の交付は、一の支援事業者につき1回限りとし、一の支援事業者が複数の事業所を運営している場合は、支援金を合算して交付するものとする。

3 市長は、受理した申請に基づき算定した支援金額の合計が予算額を超過する場合は、支援金を減額して交付決定することができる。

(交付の時期)

第7条 この支援金の交付は、前条の決定をした日から起算して30日以内の日とする。

(検査及び報告)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、支援金の交付決定を受けた事業者(以下「交付事業者」という。)から報告若しくは資料の提出を求め、又は市職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

2 交付事業者は、検査及び報告等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(決定の取消し)

第9条 市長は、交付事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により支援金の交付決定を受けたとき。
- (2) 支援金の交付決定の内容、交付決定に付した条件又は規則若しくはこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき。

- (3) 基準日以降 6 か月以内に事業所を休止し、又は廃止したとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、交付事業者に柏崎市介護・障害福祉施設等物価高騰対策支援金交付決定取消（返還）通知書（別記第 4 号様式）により通知するものとする。

（支援金の返還）

第 10 条 前条の規定により、支援金の交付決定を取り消された者であって、既に交付された支援金の全部又は一部の返還を命じられたものは、市長が指定する期日までに支援金を返還しなければならない。

（委任）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 7 年 1 月 22 日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、支援金の支払に関しては、第 7 条の規定は、令和 7 年 5 月 31 日までの間において、なおその効力を有する。

別表第1（第2条、第4条関係）

事業所の区分	支援単価	交付額
<p>【介護サービス事業所】</p> <p>介護老人福祉施設 介護老人保健施設 特定施設入居者生活介護事業所 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所 小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る。） 認知症対応型共同生活介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る。） 養護老人ホーム 軽費老人ホーム</p> <p>【障害福祉サービス等事業所】</p> <p>障害児者支援施設（施設入所支援事業、短期入所支援事業） 救護施設</p>	<p>18,000円</p>	<p>支援単価に利用者数（令和6年10月1日から同月末日までの利用者延べ人数を同月の開所日数で除して得た数（小数点以下切捨て））を乗じて得た額とする。ただし、一事業所につき250万円を限度とする。</p>
<p>【介護サービス事業所】</p> <p>短期入所生活介護事業所 短期入所療養介護事業所</p> <p>【障害福祉サービス等事業所】</p> <p>共同生活援助事業所</p>	<p>12,000円</p>	
<p>【介護サービス事業所】</p> <p>通所介護事業所 通所リハビリテーション事業所 小規模多機能型居宅介護事業所（通所サービスに限る。） 認知症対応型通所介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業</p>	<p>6,000円</p>	

所（通所サービスに限る。） 地域密着型通所介護事業所	
【障害福祉サービス等事業所】 障害児者支援施設（生活介護事業） 障害児通所支援事業所 障害福祉サービス等事業所（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、相談支援、移動支援及び訪問入浴サービス事業所を除く。）	6,000円 （1回の利用が2時間未満の場合は、支援金を交付しない。）

※ 別表第1に掲げる事業所には、介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービスの指定を受けたものを含む。

※ 通所介護事業所及び地域密着型通所介護事業所において午前又は午後を一つの単位とする半日型のサービス提供を行う場合は、同一日の午前の利用者数と午後の利用者数のうち少ない方の数を当該日の利用者数とする。

別表第2（第2条、第4条関係）

事業所の区分	交付額
【介護サービス事業所】 訪問介護事業所 訪問入浴介護事業所 訪問看護事業所 訪問リハビリテーション事業所 居宅介護支援事業所 介護予防支援事業所（地域包括支援センターに限る） 福祉用具貸与事業所又は特定福祉用具販売事業所（いずれかの指定を受けているものとする。）	35,000円

【障害福祉サービス等事業所】

居宅介護事業所

訪問入浴サービス事業所

相談支援事業所

※ 別表第2に掲げる事業所には、各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスの指定を受けたものを含む。

別表第3（第4条関係）

交付基準	交付額
利用者の輸送・送迎、事業所職員等による利用者の居宅への訪問等のサービス提供に使用する事業者所有の車両（リース契約車両を含む。）	車両1台当たり 5,000円